

「香南市市民農園」利用案内

この市民農園は、農業体験を通して、市民の皆様に農産物への理解を深め、食の安全及び環境保全について関心を高めるとともに、地域間交流の促進や遊休農地の有効活用を図ることを目的として設置するものです。

この利用案内には、市民農園の特徴や利用するにあたっての注意事項などを記載していますので、これらの内容についてよくお読みになって頂き、承諾した上でご利用ください。

1 利用対象者

申し込み時点において香南市在住の方で、原則として1世帯につき1区画とします。

2 利用期間

毎年4月1日から3月31日。

(1年毎での更新、年度途中からでも3月更新)

※令和8年度のみ、市民農園の開設準備に時間を要するため、10月1日から3月31日の半年間の利用期間となります。

3 農園規模及び付帯設備

① 規模：12区画（1区画あたり30㎡）

② 設備：駐車場（2台）、農具保管庫

4 貸付料及び納入方法

① 1年間 12,000円（1区画あたり）※年度途中からは月割り計算

② 貸付料は、指定された期日までに納入通知書にて納入してください。

5 利用上の留意点

① 農園の利用に際しては、利用者がお互いに尊重しあいトラブルが発生しないように努めてください。

② 隣の区画を害したりすることのないよう、区画内での雑草管理を行って下さい。作物を作らない期間でも同様です。

③ 設備は譲り合って使用し、使用後は元の状態に戻して下さい。

※皆様が気持ち良く使用できるようご協力をお願いします。

6 禁止事項

① 不正な手段によって利用しようとする事。

② 建物や工作物（トンネルハウス等の栽培資材は除く）を建築又は設置すること。

③ 使用する利用区画を3か月以上放置すること。

- ④ 営利を目的として作物を栽培すること。
- ⑤ 利用区画を転貸し、又は賃貸権を譲渡すること。
- ⑥ 野菜及び草花以外のものを栽培すること。
- ⑦ 利用区画以外への立ち入り、施設の不正利用、ごみ投棄、不法駐車等、近隣住民又は他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ⑧ 廃物、汚物、資材等の農作物栽培に必要としない物を搬入し、又は耕土を搬出すること。
- ⑨ その他、市民農園の運営に支障になること。

7 契約の解除

次の場合に、契約を市から解除することがあります。

- ① 貸付対象農用地をその目的に従って使用しないとき。
- ② 上記6の禁止事項に該当するものがあるとき。
- ③ 使用料が期限内に納入されないとき。

8 利用の中止

ご都合により、農園の利用を継続できなくなった場合には「利用中止届」のご提出をお願い致します。

9 返還

利用者は、利用期間が終了したとき、又は貸付契約が解除されたときは、速やかに利用区画を利用前の状態に戻して返還してください。(また、倉庫の鍵も併せて返還してください。)

10 損害賠償

- ① 市は、天災、病虫害、盗難及びその他の原因によって生じた農作物、資材等の損害について、その責務を負いません。
- ② 利用者が自らの責により、農園や周辺の土地を汚染したり、農園設備等を破損又は滅失したりしたときは、損害賠償を求められることがあります。

11 その他

- ① 市民農園内に持ち込んだ物や収穫後の野菜屑、その他のゴミ等は、必ず各自でお持ち帰りください。
- ② 市民農園内の美化と環境整備に努めてください。
- ③ 利用者仲間や地域との交流を積極的に行い、地域間交流の促進にご協力をお願い致します。

年 月 日

香南市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

香南市市民農園利用中止届

香南市市民農園の利用を中止しますので、 年 月 日締結の香南市市民農園利用契約書第 12 条により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 利用区画番号 第 区画
- 2 利用中止日 年 月 日
- 3 利用中止理由